

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和21年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月10日から21年4月10日まで

私は、終戦の翌年の昭和21年4月10日までA社C支社のD担当として勤務していたことを記憶しているが、年金記録では20年4月10日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したこととなっているので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事原簿の写しにより、申立人は、申立期間において、A社C支社に勤務していたことが確認できる上、同社同支社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる同僚3人のうちの一人は、「自分が会社を辞めた時には、申立人はまだ在籍していた。」と述べているところ、当該同僚は、昭和20年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認でき、また、残る二人は、「申立人は昭和21年4月に退職した。」旨を述べている。

また、申立人と同様、D担当として勤務していたとする前述の同僚のうちの一人は、「申立人は内勤で正社員だったので、A社C支社に勤務していた期間については、厚生年金保険料を控除されていたと思う。」旨を述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の昭和20年4月1日付けの標準報酬月額の記録及び同僚の同年4月から21年3月までの記録から、50円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福島厚生年金 事案 1303

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 6 月 1 日から 13 年 4 月 4 日まで
私が A 社（現在は、B 社）に勤務していた申立期間について、オンライン記録上の標準報酬月額が、当時の事業主から聞いていた標準報酬月額（80 万円）と相違しているのので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のオンライン記録上の標準報酬月額が、当時の事業主から聞いていた標準報酬月額（80 万円）と相違しているのので訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、申立期間の標準報酬月額の上限額は、平成 5 年 6 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 12 年 9 月までは 59 万円、同年 10 月以降は 62 万円であることから、報酬月額を 80 万円として社会保険事務所（当時）に届け出ることにはできない。

また、申立期間のうち、A 社が C 厚生年金基金に加入していた平成 6 年 4 月 1 日から 13 年 4 月 4 日までの期間について、当該基金が保管する申立人に係る加入員台帳に記載されている標準給与月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

さらに、B 社の事業主に照会を行ったところ、回答を得ることができず、A 社の当時の事業主は、「会社設立時の給与体系は、社長は 100 万円、専務であった申立人は 80 万円であったが、関連資料が無いことから、給与計算関係業務を委託していた会計事務所がどのように厚生年金保険料を控除していたかは定かでない。」旨述べている上、社会保険関係業務を受託していた社会保険労務士は、「当時の資料は残っていないので、取扱いについては不明

である。」旨述べている。

なお、複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる回答及び関連資料を得ることはできなかった。

加えて、申立期間の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1304

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 3 日から同年 12 月 1 日まで
私は、昭和 57 年 10 月にA社に入社したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。
申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務していたと申し立てている。
しかしながら、当時の事業主及び経理担当者は既に死亡しており、申立期間及びその前後の期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚及び承継事業所であるB社の事業主に照会しても、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、A社に勤務していたとする前述の同僚の一人は、「私は、入社後2か月間は厚生年金保険に加入していない。」と述べており、当該同僚以外の複数の同僚においても、厚生年金保険被保険者資格取得日は、同僚自身が記憶する入社日と一致していないことから、同社では、入社と同時に被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社が加入していたC厚生年金基金の記録によれば、いずれも資格取得日は昭和 57 年 12 月 1 日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、申立人は、「国民年金保険料は自分で納付した。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。